

陳情第197号	受理年月日	令和2年11月30日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護変更決定通知書の見直しについて	
要旨	<p>私たち、生活と健康を守る会北九州ブロック協議会は生活保護変更決定通知書等の改善をこれまで何度も市議会に陳情してきた。平成29年の陳情では通知書の内容の見直しに向けて取組を進めているとのうれしい答弁があり、ようやく平成31年4月から一定の改善が行われた。私たちはこの改善を評価しているが、不十分な改善だったため、令和元年にも陳情を行った。</p> <p>通知書を示してなぜこのような金額になるのかをケースワーカーに聞いても、事務所に帰って電算機を見ないと分からないと言われる。通知書等はせめてケースワーカーが見れば生活保護受給者に説明できる内容にされたい。特に、就労外収入の内訳が分からない。何が何円収入認定されて保護費が少なくなっているのか記載されたい。具体的には、1、保護の変更理由の決定理由の欄に、例えば、就労外収入のうち、〇〇円は老齢基礎年金などと記載されたい。また、別途支給額についても、〇〇円をいつ、どのように支給するのか記載されたい。</p> <p>この2点を改善するだけで保護課への問合せは随分少なくなるし、保護業務の効率も上がる。ケースワーカーも電算機を見ないと説明できない状況から、通知書を見れば十分説明できるようになる。</p> <p>通知書には必ず、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができますと、通知を受ける側の市民の権利が記されている。しかし、今の通知書では不服があるのかないのかすら分からない。このことは極めて重大な権利侵害である。</p> <p>ついては、生活保護変更決定通知書等を見れば、生活保護受給者やケースワーカーが変更理由や金額が分かるように見直されたい。</p>	